

令和7年7月18日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

教育訓練給付制度に係る周知について

この度、標記に関し、厚生労働省職業安定局より、本会宛てに、別紙の通り周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 17 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局雇用保険課

教育訓練給付制度に係る周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、第 213 回通常国会において成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 26 号）及び「雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 111 号）が令和 6 年 10 月 1 日から施行され、教育訓練給付金のうち、専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金が拡充されております。

また、同法により、令和 7 年 10 月 1 日から、労働者（雇用保険の一般被保険者）が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金が新たに創設・施行されることとされており、先般、令和 7 年 5 月 8 日付けで「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 59 号）が公布されたところです。

教育訓練休暇給付金は、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、労働者（雇用保険の一般被保険者）が 30 日以上連続した無給の休暇を取得した場合、失業給付（基本手当）に相当する額の教育訓練休暇給付金の支給を受けられる制度であり、利用に当たっては、事業主の皆様のご対応も必要となります。

これらの教育訓練給付制度に関する改正内容について、別紙 1（教育訓練給付金リーフレット）、別添 2（教育訓練休暇給付金リーフレット）及び別添 3（教育訓練休暇給付金パンフレット）として周知資料を作成いたしましたので、貴会におかれましても、本周知資料別添 1～3 を御活用いただきますとともに、傘下団体・企業等への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。